

平成30年

第1回市議会定例会 議案第49号

函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに  
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「）および」を「以下この項において同じ。）に」に改め，「場合の」の後ろに「介護老人保健施設およびユニット型介護老人保健施設の」を加え，同条第6項各号列記以外の部分中「または病院」を「もしくは介護医療院または病院」に改め，同項中第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士または介護支援専門員

第4条第7項各号列記以外の部分および第1号中「病院または」を「介護医療院または病院もしくは」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「病院または」を「介護医療院または病院もしくは」に改める。

第16条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従

業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第1項各号列記以外の部分中「病院または」を「介護医療院または病院もしくは」に改める。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第2条から第6条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護医療院の創設に関連した人員等の基準に関する規定の整備をし、および身体的拘束等の適正化を図るための措置に係る運営の基準に関する規定等を整備するため